

京都市告示第 5 2 1 号

京都市コミュニティセンター条例第 3 条ただし書の規定に基づき、下記のとおり、京都市崇仁コミュニティセンター(本館及び体育施設に限る。)を臨時に休館します。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

1 臨時に休館する日

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 (火)

(崇仁コミュニティセンター)